

2023年10月26日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役最高財務責任者 伊賀 智洋
(TEL. 03-3740-4011)

第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、資本金及び資本準備金の額の減少 並びに株式併合及び単元株式数の定め廃止についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、(i) 株式会社Infinity brand capital (以下「割当予定先」といいます。) を割当先とする第三者割当による当社普通株式 (以下「本新株式」といいます。) の発行 (以下「本第三者割当」といいます。) を実施すること、及び (ii) 当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株当たり22円の金銭を交付すること (以下「本株式併合」といいます。) を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2023年12月下旬開催予定の臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。) において、本第三者割当に係る議案及び本第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、本新株式の払込みを停止条件として資本金及び資本準備金の額を減少すること (以下「本資本金等の額の減少」といいます。) に係る議案、本新株式の払込みを停止条件とする3名以内で割当予定先が指定する者の当社取締役の選任に係る議案、並びに本新株式の払込みを停止条件とする本株式併合に係る議案及びそれに伴う単元株式数の定め廃止等に関する定款の一部変更に係る議案 (併せて以下「本臨時株主総会付議案」といいます。) を付議することを予定しております。

当社普通株式は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決され、本第三者割当が実行された場合、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。本第三者割当の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2023年12月18日に開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続 (以下「本事業再生ADR手続」といいます。) の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案 (以下「本事業再生計画案」といいます。) が本事業再生ADR手続の全対象債権者 (以下「本対象債権者」といいます。) の同意により成立すること、本臨時株主総会付議案が本臨時株主総会において承認可決されること、下記「I. 手続及び日程の概要」に記載の本自己株式取得に係る振替申請を完了すること及び本優先株式譲渡契約締結が行われること、当社の代表取締役進藤博信から本新株式の払込みをもって当社の代表取締役及び取締役を辞任する旨の辞任届が提出されていること、並びに2023年5月11日付で公表した当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義に関して、当社グループの財政状態又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を与えないと合理的に見込まれること等 (以下「本前提条件」といいます。) の充足を条件としており、また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当が実行されることを条件とするものです。

加えて、本第三者割当及び本自己株式取得により、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

なお、下記「II. 本第三者割当による新株発行」の「2. 本第三者割当の目的及び経緯」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」に記載の厳しい経営状況、また、本事業再生ADR手続の中で協議を進めていく本事業再生計画案において、大幅な費用圧縮を前提とする計画が必要となる蓋然性が高いこと、さらに、本事業再生ADR手続において金融債務弁済の一時停止など取引金融機関に既に一定以上のご負担をいただいている状況等に鑑み、2022年12月31日を基準日とした当社株主名簿に記載又は記録された1単元 (100株) 以上保有する株主の皆様を対象とした株主優待の提供をもちまして、株

主優待制度を廃止させていただくことにいたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

I. 手続及び日程の概要

本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先による当社へのスポンサー支援は、大要、以下の手続に従って行われます。

- ① 本臨時株主総会において本臨時株主総会付議議案を付議する。
- ② 割当予定先が、本臨時株主総会の終了後、本第三者割当に係る本新株式の払込日までに、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合（以下「RKDファンド」といいます。）との間で、本株式併合後に、RKDファンドが保有する当社のA種優先株式全て（1,000株）を譲り受ける旨の契約を締結する（当該締結を以下「本優先株式譲渡契約締結」といいます。）。
- ② 本第三者割当に係る本新株式の払込日に、当社の代表取締役進藤博信から、その保有する当社の普通株式997,700株及び同人が株式会社アマナ役員持株会（紫会）から株式振替えを受ける予定の800株を無償で取得する（当該取得を以下「本自己株式取得」といいます。なお、本自己株式取得により当社が取得した当社普通株式を含む自己株式については、本株式併合前に全て消却する予定です。）。
- ③ 本前提条件が充足されることを条件として、本第三者割当に係る本新株式が発行され、割当予定先が、当社の親会社かつ筆頭株主となる（割当予定先が有することとなる議決権数（330,000個）の、当社の総議決権数（2023年6月30日現在の当社の総議決権数（52,602個）及び当該議決権数の合計（382,602個）から、本自己株式取得により当社が取得する予定の議決権の数（9,985個）を控除した数である372,617個）に対する割合は88.56%）。
- ④ 本第三者割当に係る本新株式の払込みを条件として、本第三者割当に係る本新株式の払込日に、本資本金等の額の減少の効力が発生する。
- ⑥ 本第三者割当に係る本新株式の払込みを条件として、その後到来する効力発生日において本株式併合の効力が発生し、その結果、割当予定先のみが当社の株主となる。
- ⑦ 割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、本株式併合に伴う端数処理を通じて、本株式併合前に当社の少数株主の皆様が保有する当社普通株式1株当たり22円の金銭を交付する（なお、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数に相当する数の株式を、会社法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を割当予定先に売却し、その売却によって得られた代金を少数株主の皆様へ交付する予定です。）。

2023年12月下旬に本第三者割当に係る本新株式が全て発行された場合の手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。なお、本第三者割当は2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、実際のスケジュールは本前提条件が充足される時期により異なりますので、確定し次第、改めてお知らせいたします。

本第三者割当に関する取締役会決議日	2023年10月26日（木）
本臨時株主総会に関する基準日公告日	2023年10月27日（金）（予定）
本臨時株主総会に関する基準日	2023年11月11日（土）（予定）
本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）	2023年12月18日（月）（予定）
本臨時株主総会開催日	2023年12月下旬（予定）
本優先株式譲渡契約締結	2023年12月下旬（予定）
本自己株式取得の実行	2023年12月下旬（本第三者割当に係る払込日と同日）（予定）
本第三者割当に係る払込日	2023年12月下旬（予定）
本資本金等の額の減少の効力発生	2023年12月下旬（本第三者割当に係る払込日と同日）（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定日	2023年12月下旬（本第三者割当に係る払込日と同日）（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	2024年1月下旬（予定）
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	2024年1月下旬（予定）
本株式併合効力発生日	2024年1月31日（水）（予定）

II. 本第三者割当による新株発行

1. 募集の概要

(1) 本第三者割当①（注1）

① 払込期間	2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）
② 発行新株式数	普通株式15,000,000株
③ 発行価額	1株につき18円
④ 調達資金の額	270,000,000円
⑤ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （株式会社Infinity brand capital）
⑥ その他	上記各号については、本前提条件が充足されることを条件としております。 本第三者割当に伴い発行される本新株式33,000,000株（議決権数330,000個）は、2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数5,579,200株（2023年6月30日現在の総議決権数52,602個）の591.48%（議決権における割合627.35%）に相当いたします。そのため、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。さらに、下記「2. 本第三者割当の目的及び理由」の「（2）本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。したがって、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。

（注1）本第三者割当①及び本第三者割当②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。

（注2）本第三者割当①に関して、2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑥に記載のとおり、本新株式の発行は、本前提条件の充足を条件としているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

(2) 本第三者割当②（注1）

① 払込期間	2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）
② 発行新株式数	普通株式18,000,000株
③ 発行価額	1株につき18円
④ 調達資金の額	324,000,000円
⑤ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （株式会社Infinity brand capital）
⑥ その他	上記各号については、本前提条件が充足されることを条件としております。 本第三者割当に伴い発行される本新株式33,000,000株（議決権数330,000個）は、2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数5,579,200株（2023年6月30日現在の総議決権数52,602個）の591.48%（議決権における割合627.35%）に相当いたします。そのため、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。したがって、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。さらに、下記「2. 本第三者割当の目的及び理由」の「（2）本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。したがって、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議の特別決議による承認を兼ねるものであります。

（注1）本第三者割当①及び本第三者割当②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは

想定されておりません。なお、会社法第113条第3項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数（5,579,200株）を前提とすれば、一度に本第三者割当による本新株式の全部を発行することはできません。そのため、まず、本第三者割当①に係る本新株式15,000,000株の発行を行い、本第三者割当①に係る払込みを条件として、発行可能株式総数を50,000,000株とする旨の定款変更（以下「本定款変更」といいます。）を行います。本第三者割当②に係る本新株式18,000,000株の発行は、本定款変更の効力発生を条件として行われ、本第三者割当①に係る本新株式15,000,000株の発行、本定款変更の効力発生及び本第三者割当②に係る本新株式18,000,000株の発行は、全て同日に行われます。

（注2）本第三者割当②に関して、2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しております。この期間を払込期間とした理由は、上記⑥に記載のとおり、本新株式の発行は、本前提条件の充足を条件としているところ、本前提条件の成立時期を現時点で正確に予想することが困難であるためです。

2. 本第三者割当の目的及び経緯

（1）本第三者割当に至る経緯

ア. 当社の財務状況及び資本金の調達必要性

当社グループは、写真・CG・映像・イラストレーションなど視覚から訴求するものを「ビジュアル」と総称し、これらビジュアルを活用したコミュニケーション・コンテンツの提供等を通じて、お客様の商品やサービスの価値を可視化することで、「届けたい想いが伝わり、行動を促す」コミュニケーションをお客様と共に創造する、ビジュアルコミュニケーション事業を展開しております。ビジュアルコミュニケーションは、顧客とのかかわり方や受託する案件の特性に応じて価値提供の主体として①コミュニケーション・コンテンツの企画制作（communication領域）と、②ビジュアル・コンテンツの企画制作（visual領域）の2つに大別しております。当社グループでは、1979年の創立以来、広告業界を中心としてビジュアルコミュニケーション事業で順調に業績を拡大し、2019年12月期連結会計年度で売上高22,901百万円となるまでに成長してまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響が生じました。この結果として、2020年12月期連結会計年度において、売上高が17,198百万円（前期比24.9%減）と著しく減少し、営業損失1,526百万円を計上したうえ、不適切会計事案の調査に関する費用等の特別損失の計上などで親会社株主に帰属する当期純損失2,486百万円を計上した結果、983百万円の債務超過となりました。さらに一部の長期借入金について財務制限条項に抵触したことで、短期的な資金繰りへの懸念が生じました。これらの状況を受けて、債務超過の早期解消に向けた計画を策定しましたが、さらなる財務体質の抜本的な改善を目指して、2021年8月に第三者割当増資による普通株式及びA種優先株式の発行により総額約11億円の資金調達を行いました。

しかしながら、デジタル技術の進化やメディアの多様化により常に経営環境が変化する中で、特に当社グループへの影響が大きい広告業界においては、4マス広告からインターネット広告という潮流の変化が生じております。また、広告代理店においても内制強化といった動きもみられ、さらに、当社グループにおいては業績低迷が継続したことで従業員のモチベーションの低下が続き、営業及び制作進行を担う人材を中心に人材流出が継続しました（当社の従業員数は、2021年12月期連結会計年度末時点（923名）から139名減少し、2022年12月期連結会計年度末時点で784名となっております。）。このため、中長期的な成長マーケットであるコミュニケーション・コンテンツの企画制作の事業領域の成長を上回るスピードで、当社の収益の柱であったビジュアル・コンテンツの企画制作の事業が大きく縮小することとなりました。この結果として、2022年12月期連結会計年度では売上高が14,165百万円（前期比19.2%減）まで減少しました。また、2022年12月期連結会計年度末において、当社が株式会社りそな銀行をアレンジャーとする取引金融機関8行と締結しているシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約に定める財務制限条項に抵触しており、同時に、RKDファンドと締結している株式投資契約に定める財務制限条項に抵触していることから、短期的な資金繰りへの懸念が生じております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、さらに当社従業員による不適切な取引の疑義が2022年11月下旬に生じたこ

とで、当社は、同年12月に特別調査委員会の設置を行い、2023年5月にその調査結果を公表することとなりました。これらの不適切な取引を調査するために調査費用656百万円を計上するなど、2023年第2四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失1,084百万円を計上し、3,611百万円の債務超過となりました。これに加えて、当社は、厳しい外部環境のもとでさらに追加の損失が計上されることも予想されており、借入金合計7,114百万円については取引金融機関から返済猶予をいただいております。そのため、財務体質を抜本的に改善するための資本増強施策がなければ法的整理に至る可能性が極めて高い状況に陥っております。

イ. スポンサー選定の経緯

上記のとおり、厳しい経営環境の中で当社グループの損失計上が続く、また、不適切な会計処理の調査にかかる費用が多額に発生する見込みとなり、2023年4月頃には、2023年12月期連結会計年度において大幅な債務超過となることを見込まれ、さらに、借入金の返済に支障を来すこととなったことから、増資の引き受けに関してスポンサー候補へのコンタクトを本格的に開始することとしました。しかしながら、当社グループの属するデジタルコミュニケーション領域の厳しい事業環境のもと、当社の必要とする規模での資本調達を可能とするためのスポンサー探索については相当な困難を伴うものであることから、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を起用し、同社を通じて、当社事業への関心を有し、事業再生に理解を有する事業会社及び金融投資家を中心に、100社以上に対して順次スポンサー支援の検討を依頼しました。

当初はスポンサー支援を検討する複数の候補がいたものの、2023年5月11日付で過去の従業員による不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書が公表されたことで、特に上場企業からは買収・出資後のガバナンス体制についての不安から検討の辞退が相次いだほか、経営環境が厳しい中で短期的な回復が見込めないなどの理由で、具体的な出資の提案を伴う意向表明書の提出を受けられない状況が続きました。当社はさらなるスポンサー探索を継続し、9月上旬に、上場企業の経営者であり、これまでターンアラウンドなど様々な経験を有する松島陽介氏の資産管理会社である合同会社YMC a p i t a l（以下「YMC a p i t a l」といいます。なお、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社です。）を含む数社から提案を受けましたが、最終意向表明書を提出するに至ったスポンサー候補者は2社のみに留まりました。このうち、YMC a p i t a l以外の1社の提案においては、出資の前提条件として取引金融機関の了解を得ることが非常に困難であるものが条件として付されていたことから、取引金融機関との合意形成の観点から検討が困難と判断しました。他方、YMC a p i t a lには支援金額の増額等を依頼したところ、支援金額の上乗せが行われた最終意向表明書が提出されました。

YMC a p i t a lが提出した最終意向表明書で示された提案の概要は以下のとおりでした。

- ・ ①第三者割当による当社普通株式の発行（1株当たり18円）を実施し、YMC a p i t a lが当社に対して約6億円出資すること、②YMC a p i t a lがA種優先株式の全てを買い取ること（なお、A種優先株式の譲渡価額については、当社は当該譲渡の当事者ではないため、当社からは公表を差し控させていただきます。）、及び③当社普通株式のスクイーズアウト（1株当たり22円）により当社をYMC a p i t a lの完全子会社とすること。また、その後の企業運営において必要な資金として、別途1.5億円を上限としたYMC a p i t a lによる当社への追加の増資
- ・ 当該スポンサー支援の前提としての、金融機関による一定規模の債権放棄、既存借入金の元本返済猶予及びその後11年間の分割返済とする金融支援、並びに、当社の代表取締役進藤博信の保有する当社株式の当社による無償取得

松島陽介氏はコンサルティングファームやパイアウトファンド、事業会社における経営を通じて、多数のターンアラウンド（企業再生）やバリューアップ（企業価値の向上）の実績を有しているとのことです。また、YMC a p i t a lからは、当社グループのこれまでの制作における実績、そこに裏付けられた優れた技術の存在価値を認めていただき、今後の日本の美的領域で世界を牽引していく企業とすべく、当社の支援を表明いただきました。

他方、YMC a p i t a lは、仮に上場維持を続けた場合でも、スポンサーとして当社の事業構造を抜本的に改革する必要性を感じており、構造改革の実施は中長期的な収益の改善が図られるものの、短期的には一定のリストラクチャリングにかかる費用の負担が生じるなどのリスクがあると認識しているとのことです（なお、リストラクチャリングについては、業績の推移を見ながら手元資金の範囲内で希望退職等を実施することを検討して

おりますが、具体的な人数及び規模はスポンサー支援後に決定する予定です。) 。これに加えて、当社が上場を維持した場合には内部統制システムをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築に多額の費用が掛かることなどから、上場維持したまま少数株主をリスクにさらすことは不相当であるため、当社の少数株主にとっても、合理的な対価を支払ったうえで、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。

下記エに記載のとおり、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、本第三者割当及び本株式併合を内容とするYMC a p i t a lによるスポンサー支援に係る提案が、当社の企業価値の向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢である、と判断し、YMC a p i t a lを最終的なスポンサーとして選定いたしました。なお、上記の最終意向表明書はYMC a p i t a lの名義で提出されておりますが、YMC a p i t a lは松島陽介氏の資産管理会社であり、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社Infinity brand capitalとなります。

ウ. 本事業再生ADR 手続の正式申込

上記アに記載の厳しい経営状況を踏まえ、当社は、今後の再成長に向けた強固な収益構造の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2023年9月20日開催の当社取締役会において、本事業再生ADR 手続の申込を決議し、事業再生実務家協会（法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び、経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体）に対し、本事業再生ADR 手続についての正式な申請を行い、同日付で受理され、事業再生実務家協会と連名にて、本対象債権者に対して、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第20条に基づく一時停止（債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと等）を要請する通知（以下「一時停止通知」といいます。）を送付いたしました。

その後、当社は、2023年9月29日に、本事業再生ADR 手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、本対象債権者から一時停止通知について同意を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までとさせていただくことにつき、ご承認をいただきました。また、当社は、主要な取引金融機関から極度額5億円のプレDIPファイナンスによる資金支援をいただくこと及び当該資金支援に係る債権について優先弁済権を付与することについても、本対象債権者からご承認をいただきました。

今後は、本事業再生ADR 手続の中で、本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定いたします。同計画案については、事業再生計画案の決議のための債権者会議にて、本対象債権者の同意による成立を目指してまいります。

なお、本事業再生ADR 手続に関するスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更・続行される可能性があります。

2023年11月10日	第2回債権者会議 (事業再生計画案の協議)
2023年12月18日	第3回債権者会議 (事業再生計画案の決議)

エ. 本第三者割当及び本株式併合が当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った経緯及び理由

上記イに記載のYMC a p i t a lからの最終提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化と当社の非公開化を含むものであり、当社の少数株主の皆様に重大な影響を与えるものであったため、当社として慎重な検討を行いました。

まず、当社は、当社の財務体質の抜本的な改善のためには資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況のもとで、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行いました。また、本事業再生ADR 手続を進める中

で、本対象債権者との間でも金融支援が可能となるスポンサー支援の内容について協議を行いました。

その結果、YMC a p i t a lからの最終提案は、取引金融機関に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、YMC a p i t a lが、当社の事業再生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、YMC a p i t a l以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であると判断いたしました。

さらに、当社としては、上場廃止及び本株式併合により、YMC a p i t a lと当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることにつながるとの判断に至りました。

以上のように、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、本第三者割当及び本株式併合を内容とするYMC a p i t a lによるスポンサー支援に係る提案が当社の企業価値の向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であると考えております。なお、上記の最終提案はYMC a p i t a lの名義で提出されておりますが、YMC a p i t a lは松島陽介氏の資産管理会社であり、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社Infinity brand capitalとなります。

オ. 本第三者割当、本株式併合及び本事業再生ADR手続に関する留意事項

上記アに記載のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画案が成立しない場合若しくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本第三者割当及び本株式併合に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、その他の本第三者割当及び本株式併合の実施の前提条件が充足されない場合に、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援又は取引金融機関による債務免除の同意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

カ. 本第三者割当後の経営体制

当社の代表取締役進藤博信は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当の実行をもって代表取締役及び取締役を辞任する予定です。また、本日付で締結した当社と割当予定先との間のスポンサー契約において、本臨時株主総会における本新株式の払込みを停止条件とする3名以内で割当予定先が指定する者の当社取締役の選任に係る議案が承認されることが本前提条件とされております。なお、代表取締役進藤博信以外の取締役の本第三者割当の実行後の処遇については、今後決定されます。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達手法について比較検討を行いました。その際、上記「(1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載の当社の資金需要を踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

公募増資による普通株式の発行については、第53期有価証券報告書にて公表のとおり、当社の第53期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しております。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけても限らないことから、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実に必要金額を調達できることが担保できず、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、第三者割当増資は、適切なスポンサーを選定することができれば、必要金額の調達の確実性が最も高く、当社にとって適切な選択肢になり得ると考え、上記「(1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援が当社の企業価値の向上のためには最

善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であるとの判断に至りました。

なお、金融機関からの追加借入による資金調達やその他の資本支援の可能性も検討しましたが、既に当社が債務超過に陥っており、その業績の回復には一定程度の時間を要することが見込まれ、かつ、2023年12月末日まで弁済期限を延長している借入金について、取引金融機関からさらなる返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、スポンサーからの資金提供等により当社が抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図り、本事業再生ADR手続において本対象債権者より債務免除を含む本事業再生計画案に同意いただくことを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入による資金調達やその他の資本支援は当社にとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社をとりまく状況の解決に繋がるものではないと判断いたしました。

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は330,000個であり、その場合の当社の総議決権数（2023年6月30日現在の当社の総議決権数（52,602個）に当該議決権数を加えた数（382,602個）から、本自己株式取得により当社が取得する予定の議決権の数（9,985個）を控除した数である372,617個）に対する割合は88.56%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査役3名（うち2名は社外監査役）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、当社が割当予定先と本第三者割当に係る総数引受契約を締結し、割当予定先による本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本第三者割当の払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援を受けるために取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得る必要がある状況に照らし、株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）から当社宛に提出された株式価値算定書（下記「5.発行条件等の合理性」の「（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」で定義します。）に記載されている当社普通株式の株式価値の算定結果、及び赤坂国際会計から当社宛に提出された本フェアネス・オピニオン（下記「5.発行条件等の合理性」の「（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」で定義します。）に記載されている意見の内容を踏まえて、当社取締役会において決定されることを踏まえると、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、当社が割当予定先と本第三者割当に係る総数引受契約を締結すること並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	594,000,000円
② 発行諸費用の概算額	32,110,000円
③ 差引手取概算額	561,890,000円

（注1） 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（注2） 発行諸費用の概算額は、主に本第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、株主総会開催関連費用、反社チェック調査費用、登記関連費用及び株式価値算定費用の合計です。

（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当で調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
① 運転資金	261,890	2024年1月～12月
② 借入金の弁済	300,000	2024年1月～9月

① 運転資金

上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「（1）本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、2023年12月期の第2四半期連結累計期間における当社グループの業績は、売上高6,310百万円（前年

同一期間比10.3%減)、営業損失354百万円(前年同一期間営業損失638百万円)、経常損失365百万円(前年同一期間経常損失654百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失1,084百万円(前年同一期間親会社株主に帰属する四半期純損失208百万円)となるとともに、連結純資産につきましては、2022年12月期連結会計年度末より1,151百万円減少し、3,611百万円の債務超過となる等、当社は極めて厳しい財務状況に直面しております。

上記の財務状況に加え、当社の主力事業であった大手広告代理店向けのグラフィック制作の市場の低調な状況が継続していることから、当社の業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えております。そのため、売上高の急激な減少等が生じるなど先行き不透明な状況が続くおそれがある中で、当社の手元資金は月次の決済に支障をきたしていることから、下記「Ⅱ.本第三者割当による新株発行」の「2.本第三者割当の目的及び経緯」に記載のとおり、当社は、2023年9月29日の第1回債権者会議において本対象債権者にご承認いただいた主要な取引金融機関からの極度額5億円のプレDIPファイナンスによる資金支援を必要とする状況となっております。このような当社の厳しい資金不足の状況を解決するため、調達資金のうち261,890千円を運転資金に充当することを予定しております。主な内容は、賃料、人件費等、及び事業推進に係る費用となります。なお、現時点では内訳ごとの支出額及び支出時期の詳細については確定しておりません。

② 借入金の弁済

当社は、本事業再生ADR手続の中で、本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導及び助言をいただいた上で本事業再生計画案を策定いたします。本事業再生計画案では、本対象債権者が当社に対して保有する無担保債権のうち、本対象債権者からの債権放棄を受けた残額について、2024年9月末日に300百万円を、2025年12月期以降に残額を10年間で分割弁済することを予定しておりますが、このうち、2024年9月末日に返済期日を迎える300,000千円について、調達資金から借入金の弁済に充当することを予定しております。

本事業再生ADR手続の中で策定する本事業再生計画案において上記の資金使途の内容、具体的な内訳及び支出時期が確定又は変更となった場合、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社は、2023年5月11日付で不適切な会計処理等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、当該調査結果に基づき、同年5月31日付で過年度の決算内容の訂正を開示いたしました。また、当社は、2022年8月22日付で過年度決算内容の訂正(以下「前回訂正」といいます。)を開示していたことから、前回訂正前に設置された特別調査委員会による調査が、結果として不適切な会計処理の全容を解明しないまま終了し、前回訂正が不正確かつ不十分なものであったことも判明したことで、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、当社普通株式について特設注意市場銘柄に指定されることとなりました。そのため、不適切な会計処理がなされた対象期間の決算訂正を行っており、決算訂正に伴い証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けております。当社は、この事実を真摯に受け止め、開示検査に協力しておりますが、このような状況下においても資金調達を実施することが当社存続のためには必要不可欠なものであると考えております。ただし、今後の開示検査の結果によっては、当社は課徴金納付等の行政処分を受けることとなり、その場合、本第三者割当に係る手取金から課徴金の支払いを行う可能性があります。なお、本有価証券届出書提出日付で締結した当社と割当予定先との間のスポンサー契約において、上記の決算訂正に伴う課徴金納付等の行政処分の不存在は本前提条件とされてはおりません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金については、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、原則として運転資金及び借入金の弁済に充当することにより、財務体質を抜本的に改善し、当社の企業価値向上に資するものであることから、資金使途には合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、足元の厳しい経営環境下において、当社にとって最も有利かつ実現可能な条件での資金調達を目指すべ

く、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、スポンサー候補に対するスポンサー支援の打診の過程において、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行いました。その結果、YMC a p i t a lからの最終提案は、取引金融機関に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、YMC a p i t a lが、当社の事業再生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、YMC a p i t a l以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社にとって現時点で最善の条件であると判断し、YMC a p i t a lが提示した18円を本新株式の払込金額として決定いたしました。なお、上記の最終提案はYMC a p i t a lの名義で提出されておりますが、YMC a p i t a lは松島陽介氏の資産管理会社であり、割当予定先は松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立した株式会社Infinity brand capitalとなります。

本新株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日である2023年10月25日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）313円に対しては、92.97%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントの数値（%）において同じとします。）のディスカウント、本取締役会決議日の直前1か月間（2023年9月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である295円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対しては92.53%のディスカウント、同直前3か月間（2023年7月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である321円に対しては93.15%のディスカウント、同直前6か月間（2023年4月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である334円に対しては93.41%のディスカウントとなります。

当社は、上記の協議及び交渉の結果を踏まえて、本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により少数株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）を決定するに当たり、また、本臨時株主総会における少数株主の皆様への議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社の少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼いたしました。なお、赤坂国際会計の報酬は、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、当該スポンサー支援の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社並びにYMC a p i t a l及び割当予定先の関連当事者には該当せず、当該スポンサー支援に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社普通株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法、③ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法のうち、DCF法を採用して、当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社は、2023年10月26日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。また、当社は、2023年10月26日付で、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法：0円～18円

赤坂国際会計が当社普通株式の株式価値の算定にDCF法を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、本株式価値算定書作成時点において、上場廃止を前提とした当社の業績見通し等が公表されていないことや、既に公表された本事業再生ADR手続に関する楽観的なシナリオに基づく投機的な取引が価格形成に一定の影響を与えている可能性があること等から、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援又は取引金融機関による債務免除の同意等をいただけない場合に想定される、当社の事業継続に及ぼす重要な影響が市場株価に十分に反映されていない可能性が高いと考えられ、市場株価平均法を適用する前提となる適切な情報開示がなされていないことによる株価への重要な影響が無視し得ないものであると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該算定手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等が、当社においては、直近でいずれもマイナスとなることが見込まれており、適切に類似会社比較法を採用することが困難であると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されている③DCF法については、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本株式価値算定書においては、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値を算定するものと説明されております。

DCF法では、当社新経営会議にて十分に審議の上、当社が提出した2023年12月期から2027年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2023年12月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である10.8%～11.6%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-1.0%～1.0%として算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から18円と算定されています。

赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

以下の財務予測は、本対象債権者に対して要請することとなる債務免除、本第三者割当を含む当社普通株式の上場廃止を前提としたものです。当該財務予測においては、2024年12月期まで、中長期的な成長マーケットであるコミュニケーション・コンテンツの企画制作の事業領域の成長を上回るスピードで、当社の収益の柱であったビジュアル・コンテンツの企画制作の事業が縮小する傾向が継続することを見込んでいる一方、稼働人員数の減少に伴う報酬・給与等の減少、業績進捗を勘案した賞与勘定の抑制など人件費のコントロールを継続し、また、非中核部門の見直しにより事業及び組織の最適化を図ることなどで、固定的な費用の削減に努めた効果が発現することが前提とされています。

（単位：百万円）

	2023年12月期 (6か月)	2024年12月期	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
売上高	6,045	10,857	11,415	11,801	12,118
営業利益	△239	△27	179	216	273
EBITDA	△144	190	431	500	532
フリー・キャッシュ・フロー	△473	△196	114	203	300

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しておりますが、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中又は計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難となる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されています。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に伴い発行される本新株式数は33,000,000株（議決権数は330,000個）で、2023年6月30日現在の当社発行済株式総数5,579,200株に対する比率は591.48%、2023年6月30日現在の当社議決権総数52,602個に対する比率は627.35%であります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には資金調達必要性が認められるところ、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、本第三者割当による調達資金は原則として運転資金及び借入金の弁済にのみ充当することを予定しており、本第三者割当の発行規模は、あくまで当社として必要不可欠と考える資金不足の状況を解決するために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金

額についても、当社をとりまく状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社普通株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第15号、有価証券上場規程施行規則第601条第12項第6号、上場管理等に関するガイドラインⅣ. 10）。当社としては、上記①乃至③の理由により、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、本第三者割当に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、さらに、本株式併合に伴い、株式の数に1株に満たない端数が生じた当社の少数株主の皆様に対しては、裁判所から許可を得て、最終的に本第三者割当における本新株式の払込金額（18円）に対して22.22%のプレミアムを付した額の金銭（22円）が支払われる予定であって、かかる金額は、上記「2. 第三者割当による新株発行の目的及び経緯」の「（1）本第三者割当に係る経緯」の「エ. 本第三者割当及び本株式併合が当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った経緯及び理由」に記載のとおり、当社の財務体質の抜本的な改善のためには資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様のさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況のもとで、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行った結果決定された金額であることから、当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であり、本第三者割当は株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ない場合に該当し、希薄化率が300%を超えることを理由としては上場廃止基準には該当しないものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名 称	株式会社Infinity brand capital
（2）所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番2号ミッドタウン・イースト 4F
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 金子 剛章
（4）事 業 内 容	1. 有価証券の売買、管理、保有、運用 2. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理 3. 事業の海外展開に関する調査、研究及び新規事業の提案事業 4. インターネットによる各種情報提供サービス事業 5. 情報の収集、分析および提供事業 6. 商品の企画、開発および販売事業 7. 経営コンサルティング、人材育成コンサルティング事業 8. 企業価値向上に関するコンサルティング 9. 財務、経営に関するコンサルティング 10. 飲食店の経営 11. セミナー、講習会の企画及び開催 12. 美術品および酒類の保有、管理、売買 13. 自動車のリース 14. 前記各号に関するアドバイザー事業 15. 前記各号に附帯関連する一切の業務
（5）資 本 金	1万円
（6）設 立 年 月 日	2023年10月13日
（7）発 行 済 株 式 数	100株
（8）決 算 期	9月
（9）従 業 員 数	0人（2023年10月26日現在）
（10）主 要 取 引 先	特になし

(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行
(12)	大株主及び持株比率	松島陽介 100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注1) 割当予定先の株式会社Infinity brand capitalは、上場企業の経営者であり、これまでターンアラウンドなど様々な経験を有する松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立された株式会社です。なお、上記の最終意向表明書は同社の設立前に提出されたものであり、松島陽介氏の資産管理会社であるYMC capitalの名義で提出されております。

(注2) 当社は、割当予定先及びその代表取締役である金子剛章氏並びに割当予定先の出資者である松島陽介氏について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関であるJ P リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階、代表取締役：古野啓介）に調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為にかかわりを示す該当情報がない旨の調査報告書を2023年10月20日付で受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。割当予定先及びその代表取締役である金子剛章氏並びに割当予定先の出資者である松島陽介氏が資金提供その他の行為を行うことを通じて、特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して特定団体等と交流を持っている事項は、当社の把握する限りありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当後は、当社の親会社として中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む旨の意向の表明を受けており、現時点においては、本第三者割当により割り当てる本新株式のうち、少なくとも当社の議決権の過半数に相当する株式について、中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、本事業再生計画案において、割当予定先が当社の議決権の過半数に相当する株式を譲渡する場合には債権者会議の決議を要する旨定める予定です。

なお、当社は、割当予定先が払込日から2年以内に本第三者割当により取得した本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の株式会社Infinity brand capitalは、松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立された株式会社であり、同氏が出資者であるとのことです。なお、本新株式の引受けに要する資金は、松島陽介氏から割当予定先への貸付けにより調達する予定であるものの、具体的な方法は未定であるとのことです。

当社は、割当予定先から、松島陽介氏が本新株式の引受けに要する資金を確保している旨の口頭による報告を受けております。当社は、松島陽介氏から証券会社の保有資産レポートの写しを取得し、2023年10月6日時点の証券会社の預かり金等の残高を確認し、割当予定先が本新株式の引受けのために十分な現預金を保有していることを確認しております。

7. 当社の大株主及び持株比率

①普通株式

本第三者割当前（2023年6月30日現在）	本第三者割当後
-----------------------	---------

進藤博信	18.96%	株式会社Infinity brand capital	88.55%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	10.70%	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	1.51%
株式会社三菱UFJ銀行	1.90%	株式会社三菱UFJ銀行	0.27%
永山輪美	1.59%	永山輪美	0.23%
株式会社堀内カラー	1.56%	株式会社堀内カラー	0.22%
寺田倉庫株式会社	1.36%	寺田倉庫株式会社	0.19%
萬匠憲次	0.96%	萬匠憲次	0.14%
アマナ社員持株会	0.68%	アマナ社員持株会	0.10%
コクヨ株式会社	0.65%	コクヨ株式会社	0.09%
株式会社三井住友銀行	0.58%	株式会社三井住友銀行	0.08%

(注1) 本第三者割当前の大株主の持株比率は、2023年6月30日現在の発行済株式総数(5,579,200株)から、2023年6月30日現在の当社が保有する自己株式数(312,317株)を控除した株式数(5,266,883株)を基準として算出した数値です。なお、持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。

(注2) 本第三者割当後の大株主の持株比率は、2023年6月30日現在の発行済株式総数(5,579,200株)に、本第三者割当により新たに発行される普通株式数(33,000,000株)を加算し、2023年6月30日現在の当社が保有する自己株式数(312,317株)及び本自己株式取得により当社が取得する予定の普通株式数(998,500株)を控除した株式数(37,268,383株)を基準として算出した数値です。

②A種優先株式

本第三者割当前 (2023年6月30日現在)	本第三者割当後
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合 100.00%	RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合 100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の財務体質の抜本的な改善に寄与するものですが、当社グループの業績に与える影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。なお、2023年12月末までに、本事業再生ADR手続において本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立し、本対象債権者から債務免除を受け、また、本第三者割当に係る本新株式の払込みが行われた場合には、2023年第2四半期連結累計期間において3,611百万円の債務超過となった状況を踏まえたとしても、2023年12月期連結会計年度において債務超過を解消することができる見込みです。

他方、当社は、2022年12月期連結会計年度において債務超過の状況となっており、2023年12月期連結会計年度において債務超過を解消することができなかつた場合、上場廃止基準に該当することから(東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第1号、同第501条第1項第3号e、同第501条第3項、有価証券上場規程施行規則第501条第7項第5号)、2023年12月期連結会計年度に係る有価証券報告書の提出により整理銘柄に指定され、その後、上場廃止となる見込みです。そのため、本第三者割当に係る本新株式の払込みが2024年4月1日以降に行われる場合には、本第三者割当に係る本新株式の払込みに先んじて、上記の基準に該当することを理由として、当社の上場廃止が決定する見込みです。

当社は、2023年10月10日付で公表した「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」に記載の改善計画について今後も推進する予定ですが、個別の施策については割当予定先と協議の上、実施していく予定です。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当に伴い発行される本新株式33,000,000株(議決権数330,000個)は、2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数5,579,200株(2023年6月30日現在の総議決権数52,602個)の591.48%(議決権における割合627.35%)に相当いたします。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について当社の株主の皆様への意思確認手続を行う予定です。

さらに、本第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、本第三者割当の発行条件が割当予定先に特に有利なものであり、また、その後及び当社普通株式の上場廃止及び割当予定先による当社の完全子会

社化及びが予定されていることから、当社の少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2023年9月20日付の当社取締役会決議に基づき、当社の経営者並びにYMC a p i t a l及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者として、当社の社外取締役である飛松純一氏、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役である平田静子氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である西井友佳子氏の3名で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の全部又は一部の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、2023年9月26日付で、本特別委員会に対して、①本第三者割当に係る資金調達の必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、並びに④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、かかる①乃至④の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、以下の内容の答申書を2023年10月26日付で取得しております。

（本特別委員会の答申書の概要）

①答申内容

- (i) 本第三者割当に係る資金調達の必要性は認められると考えられる。
- (ii) 本第三者割当に係る手段は相当であると考えられる。
- (iii) 本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられる。
- (iv) 当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

②答申理由

- (i) 本第三者割当に係る資金調達の必要性
 - ・ 当社グループでは、1979年の創立以来、広告業界を中心としてビジュアルコミュニケーション事業で順調に業績を拡大し、2019年12月期連結会計年度で売上高22,901百万円となるまでに成長してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新商品発売の遅延や中止、イベント等のプロモーション活動の制限など、企業の広告宣伝費・販売促進費の削減による影響が生じた。この結果として、2020年12月期連結会計年度において、売上高が17,198百万円（前期比24.9%減）と著しく減少し、営業損失1,526百万円を計上したうえ、不適切会計事案の調査に関する費用等の特別損失の計上などで親会社株主に帰属する当期純損失2,486百万円を計上した結果、983百万円の債務超過となった。さらに一部の長期借入金について財務制限条項に抵触したことで、短期的な資金繰りへの懸念が生じた。これらの状況を受けて、債務超過の早期解消に向けた計画を策定したが、さらなる財務体質の抜本的な改善を目指して、2021年8月に第三者割当増資による普通株式及びA種優先株式の発行により総額約11億円の資金調達を行った。
 - ・ しかしながら、デジタル技術の進化やメディアの多様化により常に経営環境が変化する中で、特に当社グループへの影響が大きい広告業界においては、4マス広告からインターネット広告という潮流の変化が生じている。また、広告代理店においても内制強化といった動きもみられ、さらに、当社グループにおいては業績低迷が継続したことで従業員のモチベーションの低下が続き、営業及び制作進行を担う人材の流出が継続した。このため、中長期的な成長マーケットであるコミュニケーション・コンテンツの企画制作の事業領域の成長を上回るスピードで、当社の収益の柱であったビジュアル・コンテンツの企画制作の事業が大きく縮小することとなった。この結果として、2022年12月期連結会計年度では売上高が14,165百万円（前期比19.2%減）まで減少した。また、2022年12月期連結会計年度末において、当社が株式会社りそな銀行をアレンジャーとする取引金融機関8行と締結しているシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約に定める財務制限条項に抵触しており、同時に、RKDファンドと締結している株式投資契約に定める財務制限条項に抵触していることから、短期的な資金繰りへの懸念が生じている。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識している。

- ・ このような厳しい経営環境のもと、さらに当社従業員による不適切な取引の疑義が2022年11月下旬に生じたことで、当社は、同年12月に特別調査委員会の設置を行い、2023年5月にその調査結果を公表することとなった。これらの不適切な取引を調査するために調査費用656百万円を計上するなど、2023年第2四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失1,084百万円を計上し、3,611百万円の債務超過となった。これに加えて、当社は、厳しい外部環境のもとでさらに追加の損失が計上されることも予想されており、借入金合計7,114百万円については取引金融機関から返済猶予を受けている。そのため、財務体質を抜本的に改善するための資本増強施策がなければ法的整理に至る可能性が極めて高い状況に陥っている。
- ・ このような状況に照らすと、スポンサー支援に至る背景となる当社の財務状況及び経営環境については、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や当社取締役会の理解とも整合すると考えられる。
- ・ 以上の事実関係を踏まえると、一刻も早い資本性の資金調達と財務状態の抜本的な改善がなされない場合には、当社の事業継続が困難になるおそれが極めて高いと考えられる。

以上の点より、本第三者割当に係る資金調達は必要であると考えられる。

(ii) 本第三者割当に係る手段の相当性

- ・ 公募増資による普通株式の発行については、第53期有価証券報告書にて公表のとおり、当社の第53期連結財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と考えられる。また、ライツオフリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、全ての株主が割り当てに応じるとも限らないことから、最終的な資金調達金額が不確定であり、確実に必要金額を調達できることが担保できず、現時点における適切な選択肢ではないと考えられる。
- ・ 上記に記載のとおり、当社は既に債務超過状態で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることからすれば、証券会社による引受けを伴う公募増資の実施は困難であり、その確実性も高くないと考えられる。また、新株予約権の発行・ライツオフリングや株主割当といった手法も想定されるところ、これらの手法は調達金額に不確実性が伴うことから、当社が必要とする資金の全てを調達する方法としては適切ではないと考えられる。そのため、特定の第三者を引受人とする第三者割当増資を含むスキームを採用することは、確実かつ合理的な資金調達方法であって、当該判断に不合理な点はない。なお当社は、本事業再生ADR手続において本対象債権者より債務免除を含む本事業再生計画案への同意を得ることを最優先とし、金融機関からの追加借入による資金調達やその他の資本支援は当社にとって現実的又は利用可能な選択肢ではないと判断したが、当該判断は当社グループの厳しい経営環境を踏まえれば合理的である。
- ・ このように、第三者割当増資という手段が相当であるという判断のもと、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援は、当社グループの現在の経営環境及び財務状況を踏まえた合理的なものであり、当社における今後の再成長に向けた強固な収益構造の確立と財務体質の抜本的な改善のための施策として、評価し得るものであると考えられる。
- ・ すなわち、上記のとおり、当社は既に債務超過状態で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、早急に財務体質を抜本的に改善するための資本増強施策がなければ法的整理に至る可能性が極めて高い状況に陥っていると考えられる。また、そのような厳しい経営状況を乗り越えて、今後の再成長に向けた強固な収益構造の確立と財務体質の抜本的な改善を果たすためには、本事業再生ADR手続を通じた本対象債権者による債務免除の同意等が必要不可欠であることも是認できる。その上で、当社は、事業再生に理解を有する事業会社及び金融投資家を中心に100社以上に対して順次スポンサー支援の検討を依頼し、広くスポンサー候補を募る機会を確保した。その中で複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行った結果、(i) Y M C a p i t a l からの最終提案のみが、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足し、当社の事業再

生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していた一方で、(ii) Y M C a p i t a l 以外に、本対象債権者からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社及び当社の少数株主にとって最善の条件であると判断したとのことであるが、当該説明に不合理な点は存しない。

以上の点より、本第三者割当は、厳しい経営環境に置かれている当社において、確実かつ合理的な資金調達方法であり、また、当社が事業を継続するための手段として合理的な手段であることから、当該手段を用いることには相当性が認められる。

(iii) 本第三者割当に係る取引条件の相当性

a. 本新株式の払込金額の相当性

- ・ 本新株式の払込金額は、本取締役会決議日の前営業日である2023年10月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値313円に対しては、92.97%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1か月間（2023年9月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である295円に対しては92.53%のディスカウント、同直前3か月間（2023年7月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である321円に対しては93.15%のディスカウント、同直前6か月間（2023年4月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である334円に対しては93.41%のディスカウントとなっている。
- ・ 本新株式の払込金額は、当社が大幅な債務超過であり、さらに追加の損失が計上されることも予想されていることを踏まえ、かつ、弁済期限が到来する借入金について返済猶予を受けている中で、スポンサー支援の前提でもある取引金融機関から金融支援の同意を得る必要がある状況下において、複数のスポンサー候補との協議及び交渉を重ねた結果として最終的に合意したものであることが認められる。
- ・ 加えて、当社は、上記の協議及び交渉の結果を踏まえて、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに当たり、また、本第三者割当及び本株式併合に係る議案を付議する予定の臨時株主総会における少数株主の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計から、2023年10月26日付で本株式価値算定書を取得した。
- ・ 本特別委員会は、赤坂国際会計が当社普通株式を評価する前提とする、当社新経営会議にて十分に審議の上、当社が提出した2023年12月期から2027年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、当社及びフロンティア・マネジメントからの説明を踏まえ、以下のとおり、当該事業計画の作成経緯及び当社の事業環境等を把握した上で検討した。
- ・ 当社は、当社グループ各社の事業計画、当社の当面の投資計画、及び追加で支出が想定される費用等を考慮した上で、マクロ指標等を参照して本事業計画を作成している。また、本事業計画は、Y M C a p i t a l 及びその他のスポンサー候補からの客観的な意見も踏まえつつ、当社新経営会議にて、当社の業務執行を担当する経営陣を中心に十分に審議がなされ、当社の厳しい経営環境下を踏まえて、現実的な収益の見通しや、当社の事業再建に必要なリストラクチャリング・構造改革に要する費用等を精査したものである。
- ・ さらに、本特別委員会は、本事業計画の前提や実現可能性について、当社及びフロンティア・マネジメントに対して質疑応答を繰り返し実施し、検証を行った結果、本事業計画の内容に不合理な点は認められない。
- ・ したがって、赤坂国際会計が作成した本株式価値算定書は準拠できるものと評価した。
- ・ そして、本新株式の払込金額は、赤坂国際会計がDCF法によって算定した当社普通株式の株式価値の範囲内の価格である上、その上限値と同じ金額であるところ、当該算定結果において採用されたとされる各算定方法及び内容についても不合理な点は認められない。
- ・ また、当社は、赤坂国際会計より、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社の少数株主にとって財務的見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。
- ・ これらの点を踏まえれば、本新株式の払込金額は相当なもの認められる。

b. 希薄化の相当性

- ・ 本第三者割当により発行される本新株式は33,000,000株（議決権数は330,000個）であり、2023年6月30日現在の当社発行済株式総数5,579,200株に対する比率は591.48%であり、2023年6月30日現在の当社議決権総数52,602個に対する比率は627.35%である。
- ・ YMC a p i t a lからの最終提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化を含むものであり、当社の少数株主に重大な影響を与えるものであるが、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主をさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況に対応するものであり、現時点で取り得る唯一かつ最善の策である。当該前提のもとで、①当社には資金調達必要性が認められるところ、本第三者割当による調達資金は原則として運転資金及び借入金の弁済にのみ充当することを予定しており、本第三者割当の発行規模は、あくまで当社として必要不可欠と考える資金不足の状況を解決するために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社普通株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えられる。

以上の点より、本新株式の払込金額は相当なものであり、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお本第三者割当を実行することには合理性が認められることから、本第三者割当に係る取引条件は相当であると考えられる。

(iv) 当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる割当予定先による本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないか

a. 当社普通株式の上場廃止及び本株式併合によるスクイーズアウトの相当性

- ・ 当社は財務体質を抜本的に改善するための資本増強施策がなければ法的整理に至る可能性が極めて高い状況に陥っており、仮に大規模な資本増強が早期に実行されなければ、当社グループの足元の資金繰りが滞って事業継続が困難となるため、当社普通株式の株式価値が著しく毀損する状況にあると考えられる。その中で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行った結果、(i) YMC a p i t a lからの最終提案のみが、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足し、当社の事業再生及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していた一方で、(ii) YMC a p i t a l以外に、本対象債権者からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社の資金繰り上の観点等からも困難であることから、当社及び当社の少数株主にとって最善の条件であると判断したとのことであるが、当該説明に不合理な点は存しない。
- ・ また、YMC a p i t a lは、短期的には一定のリストラクチャリングにかかる費用の負担が生じるなどのリスクがあると認識しており、また、仮に上場維持を続けた場合には、内部統制システムをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築に多額の費用が掛かることなどから、上場維持したまま少数株主をリスクにさらすことは不相当であるため、当社の少数株主にとっても、合理的な対価を支払ったうえで、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことであるが、上記のような状況を踏まえれば、その説明には不合理な点は認められない。
- ・ 加えて、当社は既に債務超過に陥っており、当社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足元の資金繰りの状況を踏まえると、本株式価値算定書にも表れているとおり、当社普通株式の実質的な株式価値は、市場価格に比して著しく低いと考えられるほか、スポンサー支援を受けられず法的整理に至った場合には、株式は無価値なものとなる事態も想定される。
- ・ したがって、この段階で、少数株主に対して上記のとおり公正かつ妥当と認められる本株式併合交付見込金額を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる。

- b. スタイズアウト価格（本株式併合交付見込金額）の相当性
- 本株式併合交付見込金額は、本取締役会決議日の前営業日である2023年10月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値313円に対しては、92.97%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1か月間（2023年9月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である295円に対しては92.53%のディスカウント、同直前3か月間（2023年7月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である321円に対しては93.15%のディスカウント、同直前6か月間（2023年4月26日から2023年10月25日まで）の終値単純平均値である334円に対しては93.41%のディスカウントとなっている。
 - 本株式併合交付見込金額は、当社が大幅な債務超過であり、さらに追加の損失が計上されることも予想されていることを踏まえ、かつ、弁済期限が到来する借入金について返済猶予を受けている中で、スポンサー支援の前提でもある取引金融機関から金融支援の同意を得る必要がある状況下において、複数のスポンサー候補との協議及び交渉を重ねた結果として最終的に合意したものであることが認められる。
 - 加えて、当社は、上記の協議及び交渉の結果を踏まえて、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに当たり、また、本第三者割当及び本株式併合に係る議案を付議する予定の臨時株主総会における少数株主の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計から、2023年10月26日付で本株式価値算定書を取得した。
 - 本特別委員会は、赤坂国際会計が当社普通株式を評価する前提とする本事業計画について、その内容に不合理な点は認められず、赤坂国際会計が作成した本株式価値算定書は準拠できるものと評価した。そして、本新株式の払込金額は、赤坂国際会計がDCF法によって算定した当社普通株式の株式価値の範囲内の価格である上、その上限値と同じ金額であるところ、当該算定結果において採用されたとされる各算定方法及び内容についても不合理な点は認められない。その上で、本株式併合交付見込金額は、本株式価値算定書の評価額の上限18円を4円上回り、かつ、本新株式の払込金額（18円）に22.22%のプレミアムを付した金額（22円）となっている。
 - また、当社は、赤坂国際会計より、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社の少数株主にとって財務的見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。
 - これらの点を踏まえれば、本株式併合交付見込金額は相当なものと認められる。
- c. 本第三者割当が少数株主にとって不利益でないかの検討に当たってなされた公正性担保措置の内容
- 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援においては、以下のような公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。
 - 当社は、YMC a p i t a lから最終意向表明書の提出を受けてから本特別委員会が速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が当社とYMC a p i t a l及び割当予定先との間の交渉に関与する状態が確保されていた。本特別委員会は、当社の社外取締役2名及び社外監査役1名から構成されており、当該構成員は、当社の経営者並びにYMC a p i t a l及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が確認されている。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされている。
 - 本特別委員会においては、当該スポンサー支援に関する検討過程において適時に下記の各アドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、当該スポンサー支援の是非、取引条件の妥当性、取引における手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行った。また、本特別委員会は、YMC a p i t a l及び割当予定先との間の取引条件に関する交渉過程に、具体的かつ実質的に関与してきた。なお、本特別委員会においては、非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる体制が整備されていた。加えて、当社の取締役11名のうち、彦工伸治氏は、当社がフィナンシャル・アドバイザーとして起用しているフロンティア・マネジメントの執行役員を兼務しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する審議及び決議には参加しておらず、当該取締役が関与しない形で当該スポンサー支援の検討・交渉を進めた。このように、当該スポンサー支援の検討・交渉に際しては、適切な社内検討体制、及び利害関係を有する取締役を当該検討・交渉に関与させない体制が整備されていたことが認められる。したがって、

以上の点を踏まえれば、当該スポンサー支援の検討に際して、独立性を有する本特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。

- 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援においては、当社は、当該スポンサー支援に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社並びにYMC a p i t a l及び割当予定先から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選任し専門的助言を受けている。さらに、当社は、当該スポンサー支援の検討に際して、当社並びにYMC a p i t a l及び割当予定先から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント及び第三者算定機関である赤坂国際会計を選定し、赤坂国際会計に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2023年10月26日付で本価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得している。なお、フロンティア・マネジメント及び赤坂国際会計は、当社並びにYMC a p i t a l及び割当予定先の関連当事者には該当せず、当該スポンサー支援に関して重要な利害関係を有していないことが認められる。
- 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援においては、当社は、フロンティア・マネジメントを通じて、当社事業への関心を有し、事業再生に理解を有する事業会社及び金融投資家を中心に、100社以上に対して順次スポンサー支援の検討を依頼し、9月上旬にYMC a p i t a lを含む数社から提案を受け、2社から最終意向表明書の提出を受けた。したがって、当社は、そのスポンサー候補の選定過程にあたり十分なマーケット・チェックを実施していたものと認められる。
- 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援においては、当社を含む当事者の開示資料において、本特別委員会に関する情報、本価値算定書に関する情報及び本フェアネス・オピニオンに関する情報等が開示される予定であるものと認められる。

以上の点より、当社普通株式の上場廃止及び株式併合によるスクイーズアウトに至るまでの判断に不合理な点は認められず、当社の現状を踏まえれば、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に係る取引条件は相当であり、現段階で、少数株主に対して公正かつ妥当と認められる本株式併合交付見込金額を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられ、本特別委員会において、当該スポンサー支援による当社の子会社化が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、当社が当該スポンサー支援に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年12期	2021年12期	2022年12期
連結売上高	17,198,888千円	17,534,550千円	14,165,720千円
連結営業利益	△1,516,934千円	119,123千円	△1,146,202千円
連結経常利益	△1,497,336千円	△60,164千円	△1,311,994千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△2,486,190千円	△22,305千円	△2,501,662千円
1株当たり連結当期純利益	△499.96円	△10.34円	△492.06円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	△225.71円	△198.44円	△699.73円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 5,579,200株 A種優先株式 1,000株	普通株式 100% A種優先株式 -（注）
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	3,710,181株	66.50%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	3,901,609株	69.93%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-	-

（注） A種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載しておりません

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	798円	607円	596円
高値	828円	850円	628円
安値	512円	579円	542円
終値	607円	598円	560円

② 最近6か月間の状況

	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月
始値	486円	288円	315円	292円	397円	310円
高値	487円	417円	323円	553円	422円	324円
安値	253円	281円	291円	268円	280円	281円
終値	257円	313円	293円	405円	297円	313円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年10月25日
始値	311円
高値	313円
安値	307円
終値	313円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（普通株式・A種優先株式）

払込期日	2021年8月31日
調達資金の額	1,056,609,600円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき583円（普通株式） 1株につき1,000,000円（A種優先株式）
募集時における発行済株式数	普通株式5,408,000株
当該募集による発行株式数	普通株式171,200株 A種優先株式1,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式5,579,200株 A種優先株式1,000株
割当先	（1）普通株式 寺田倉庫株式会社（72,000株） コクヨ株式会社（34,300株） 株式会社VERSION THREE（17,100株） 中西宗義（17,100株） 株式会社Ace（17,100株） 株式会社アズレイ（8,500株） 廣松伸子（5,100株） （2）A種優先株式 RKDファンド（1,000株）
発行時における当初の資金使途	①販売管理、案件管理に限らずクライアントと外部パートナーと当社を結ぶ様々な仕組みを持ったITプラットフォームの導入プロジェクトの推進に係る設備投資のための資金 400百万円 ②借入金の返済資金 656百万円
発行時における支出予定時期	①2021年8月～2023年12月 ②2021年8月～2022年8月
現時点における充当状況	①当初の予定どおりに充当済み ②当初の予定どおりに充当済み

Ⅲ. 発行可能株式総数増加のための定款一部変更

1. 変更の目的

本第三者割当による本新株式の発行を可能とするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の21,620,000株から50,000,000株に変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、会社法第113条第3項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数（5,579,200株）を前提とすれば、一度に本第三者割当による本新株式の全部を発行することはできません。そのため、まず、本第三者割当①に係る本新株式15,000,000株の発行を行い、本第三者割当①に係る払込みを条件として、発行可能株式総数を50,000,000株とする旨の本定款変更を行います。本第三者割当②に係る本新株式18,000,000株の発行は、本定款変更の効力発生を条件として行われ、本第三者割当①に係る本新株式15,000,000株の発行、本定款変更の効力発生及び本第三者割当②に係る本新株式18,000,000株の発行は、全て同日に行われます。

（下線は変更部分を示します。）

現行の定款	変更案
第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,620,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>21,620,000株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。	第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>50,000,000株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。

3. 日程

2023年12月下旬に本第三者割当①に係る本新株式15,000,000株が発行された場合の定款変更の日程（予定）は以下のとおりです。なお、本第三者割当は2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、実際のスケジュールは本前提条件が充足される時期により異なりますので、確定し次第、改めてお知らせいたします。

本臨時株主総会開催日	2023年12月下旬（予定）
本第三者割当①に係る払込日	2023年12月下旬（予定）
定款変更の効力発生日	2023年12月下旬（本第三者割当①に係る払込日と同日）（予定）
本第三者割当②に係る払込日	2023年12月下旬（本第三者割当①に係る払込日と同日）（予定）

IV. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当及び本自己株式取得により、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に以下のとおり異動が生じる見込みとなりました。

2. 異動する株主の概要

(1) 割当予定先

割当予定先の概要は、上記「II. 本第三者割当による新株発行」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

(2) 進藤博信

(1) 氏名	進藤博信
(2) 住所	東京都目黒区
(3) 上場会社と当該株主の関係	当社の代表取締役社長であります。

(3) カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

(1) 名称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
(2) 所在地	大阪府枚方市岡東1 2 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 増田 宗昭
(4) 事業内容	フランチャイズチェーンシステムによる書籍及び映像ソフト等の賃貸等についてのコンサルタント事業等
(5) 資本金	100,000,000 円 (2023 年 10 月 18 日現在)

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 割当予定先

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2023年6月 30日現在)	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要 株主である筆頭 株主	330,000個 (88.56%、 33,000,000 株)	—	330,000個 (88.56%、 33,000,000 株)	第1位

(注1) 異動後の議決権所有割合は、本第三者割当により増加する議決権の数330,000個を加算した総株主の議決権の数382,602個から、本自己株式取得により当社が取得する予定の議決権の数(9,985個)を控除した数(372,617個)を基準に算出しております。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。

(2) 進藤博信

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2023年6月 30日現在)	主要株主、主要株主 である筆頭株主	9,977個 (18.96%、 997,700株)	—	9,977個 (18.96%、 997,700株)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 異動前の議決権所有割合は、2023年6月30日現在の総株主の議決権の数52,602個を基準に算出しております。

(3) カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2023年6月 30日現在)	主要株主	5,633個 (10.70%、 563,300株)	—	5,633個 (10.70%、 563,300株)	第2位
異動後	—	5,633個 (1.51%、 563,300株)	—	5,633個 (1.51%、 563,300株)	第2位

(注1) 異動前の議決権所有割合は、2023年6月30日現在の総株主の議決権の数52,602個を基準に算出しております。

(注2) 異動後の議決権所有割合は、本第三者割当により増加する議決権の数330,000個を加算した総株主の議決権の数382,602個から、本自己株式取得により当社が取得する予定の議決権の数(9,985個)を控除した数(372,617個)を基準に算出しております。

4. 異動予定日

本第三者割当に係る本新株式の払込日及び本自己株取得の実行日（2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までのいずれかの日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

割当予定先は、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

6. 今後の見通し

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「8. 今後の見通し」に記載のとおりです。

V. 本資本金等の額の減少

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少は、本第三者割当に係る本新株式の払込みを条件として、当該払込みと同日に効力が発生する予定です。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当後の資本金等の額397,000,000円を297,000,000円減少して、100,000,000円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当後の資本準備金等の額297,000,000円を297,000,000円減少して、0円とする。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、本資本金等の額の減少を、上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 日程

2023年12月下旬に本第三者割当に係る本新株式が発行された場合の本資本金等の額の減少の日程（予定）は以下のとおりです。なお、本第三者割当は2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、実際のスケジュールは本前提条件が充足される時期により異なりますので、確定し次第、改めてお知らせいたします。

債権者異議申述公告	2023年11月（予定）
債権者異議申述最終期日	2023年12月（予定）
本臨時株主総会開催日	2023年12月下旬（予定）
本第三者割当に係る払込日	2023年12月下旬（予定）
本資本金等の額の減少の効力発生日	2023年12月下旬（本第三者割当に係る払込日と同日）（予定）

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

VI. 本株式併合

1. 株式併合の目的及び理由

上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行」の「2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当を行うとともに本株式併合を実施することが最善の選択肢であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の取締役会において本第三者割当を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当に係る本新株式の払込み（すなわち、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されること）を条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

上記「Ⅰ. 手続及び日程の概要」に記載のとおり、本第三者割当の実行は、本前提条件の充足を条件としていません。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

また、本株式併合は、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定めることについて決議しております。

- ① 2023年12月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年1月31日とする。
- ② 2024年1月1日以降、2024年1月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年2月29日とする。
- ③ 2024年2月1日以降、2024年2月29日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年3月31日とする。
- ④ 2024年3月1日以降、2024年3月31日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年4月30日とする。
- ⑤ 2024年4月1日以降、2024年4月30日までに本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2024年5月31日とする。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式について、3,300,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

普通株式 37,268,373株

④ 効力発生前における発行済株式総数

普通株式 37,268,383株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、2023年6月30日現在の発行済株式総数5,579,200株に本第三者割当により新たに発行される普通株式数33,000,000株を加算した株式数から、2023年6月30日現在の当社が保有し、本株式併合前に消却予定の普通株式数312,317株、及び本自己株式取得により当社が

取得し、本株式併合前に消却予定の普通株式数 998,500 株を控除した株式数です。

A種優先株式 1,000株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

普通株式 10株

A種優先株式 1,000株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

1,010株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を少数株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を割当予定先に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合前に少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、22円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

割当予定先は本第三者割当に係る本新株式の払込み前の時点では当社の親会社等に該当いたしません。当社は、割当予定先が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援により当社の株主を割当予定先のみとするを企図していることを考慮して、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、当該スポンサー支援に関する決定に至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当該スポンサー支援の公正性を担保するため、下記「(4) 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

(i) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社Infinity brand capital

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資

金を確保する方法及び当該方法の相当性

割当予定先の株式会社Infinity brand capitalは、松島陽介氏が本新株式の引受けを主たる目的として設立された株式会社であり、同氏が出資者であるとのことです。なお、本新株式の引受けに要する資金は、松島陽介氏から割当予定先への貸付けにより調達する予定であるものの、具体的な方法は未定であるとのことです。

当社は、割当予定先から、松島陽介氏が、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保している旨の口頭による報告を受けております。当社は、松島陽介氏から証券会社の保有資産レポートの写しを取得し、2023年10月6日時点の証券会社の預かり金等の残高を確認し、割当予定先が端数相当株式の売却に係る代金の支払いのために十分な現預金を保有していることを確認しております。

したがって、割当予定先による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合効力発生日から1か月程度を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、本株式併合効力発生日から1、2か月程度を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を少数株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、本株式併合効力発生日から2、3か月程度を目途に当該売却代金を少数株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の少数株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された少数株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(ii) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、本第三者割当における本新株式の払込金額(18円)に対して22.22%のプレミアムを付した金額である22円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、本取締役会決議日の前営業日である2023年10月25日の終値313円に対しては92.97%のディスカウントとなります。しかしながら、上記「Ⅱ. 本第三者割当増資による新株発行」の「2. 本第三者割当の目的及び理由」の「(1)本第三者割当増資に至る経緯」に記載のとおり、本株式併合交付見込金額は、当社の財務体質の抜本的な改善のためには資金注入が必要不可欠であり、仮に資金注入が早期に実行されなければ、当社の足元の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあるといった状況のもとで、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議及び交渉を行った結果決定された金額であることから、当社及び当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額(22円)については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、2022年12月期連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の断続的な再拡大に伴う影響等の外部要因、さらに、営業及び制作進行を担う人材の減少に伴うリソース不足やワークフロー（組織・ルール・システム等）の大幅な変更の過渡期におけるリソース配分不備等の内部要因が重なり、売上高が大きく減少し、重要な営業損失1,146百万円、経常損失1,311百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,501百万円を計上し、2,460百万円の債務超過となりました。また、当該経営成績及び財政状態により、当該連結会計年度末において、当社が株式会社りそな銀行をアレンジャーとする取引金融機関8行と締結しているシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約に定める財務制限条項に抵触しており、同時に、RKDファンドと締結している株式投資契約に定める財務制限条項に抵触していることから、短期的な資金繰りへの懸念が生じております。なお、2023年12月期第2四半期連結累計期間においては親会社株主に帰属する四半期純損失1,084百万円を計上しており、引き続き、債務超過は解消されない状態となっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると同認識しております。

(ii) 本事業再生ADR手続の正式申込及び受理

上記「Ⅱ. 第三者割当による新株発行」の「2. 本第三者割当の目的及び理由」の「(1) 本第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、当社は、厳しい経営状況を踏まえ、本対象債権者の同意のもとで、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2023年9月20日開催の取締役会において、本事業再生ADR手続の申込を決議し、事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。）に対し、本事業再生ADR手続についての正式な申請を行い、同日付で受理され、事業再生実務家協会と連名にて、本対象債権者に対して一時停止通知を送付いたしました。

その後、当社は、2023年9月29日に、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、本対象債権者から一時停止通知について同意を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までとさせていただくことにつき、ご承認をいただきました。

(iii) 本第三者割当

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、株式会社Infinity brand capitalを割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、1株当たり22円の金銭を交付することについて決議いたしました。

(iv) 特別調査費用等

当社において、過去に当社従業員により不適切な取引が行われていたこと、及び当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われていたことが判明いたしました。

これに伴い、特別調査委員会による調査及び過年度決算の訂正に要した費用（監査法人の監査費用、外部委託費用等）について、2023年12月期第2四半期連結累計期間において656百万円の特別調査費用等を特別損失に計上いたしました。

(v) PORTオフィスの閉鎖

当社は、ロケーション及びファシリティの最適化の一環として、2023年7月末にPORTオフィスを

閉鎖いたしました。当該オフィスの閉鎖に伴い、廃棄した固定資産については廃棄に先立ち2023年12月期第2四半期連結累計期間において31百万円の減損損失を特別損失に計上した一方で、売却した固定資産については2023年12月期第3四半期連結累計期間において70百万円の固定資産売却益を特別利益に計上する予定です。また、役職員及び一部の固定資産の異動に伴う費用等が発生したことにより、同第3四半期連結累計期間において17百万円の事務所移転費用を特別損失に計上する予定です。

さらに、当該閉鎖に伴い、将来使用する見込みがなくなった資産除去債務について取崩を行ったことから、同第3四半期連結累計期間において96百万円の資産除去債務取崩益を特別利益に計上する予定です。加えて、当該オフィスにかかる賃貸借契約の締結時に発生した未払費用（フリーレント相当額）について、会計上は賃貸借契約の締結後に発生する毎月の賃借料を減額させる処理を行っていましたが、減額の効果がなくなり取崩を行ったことから、同第3四半期連結累計期間において15百万円の未払費用取崩益を特別利益に計上する予定です。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、当社は、本株式併合交付見込金額を決定するに当たり、また、本臨時株主総会における少数株主の皆様のご議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計から本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。なお、赤坂国際会計の報酬は、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、当該スポンサー支援の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社並びにYMC a p i t a l及び割当予定先の関連当事者には該当せず、当該スポンサー支援に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

当社普通株式の株式価値の具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、算定方式の算定結果の数値（レンジ）及び算定方式の算定の重要な前提条件については、上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を割当予定先のみとする予定です。その結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社としては、本第三者割当、上場廃止及び本株式併合により、割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、当社は、当社の経営者並びにYMC a p i t a l及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者として、当社の社外取締役である飛松純一氏、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役である平田静子氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である西井友佳子氏の3名で構成される本特別委員会を設置し、①本第三者割当に係る資金調達必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、並びに④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて意見を諮問し、2023年10月26日付で、①本第三者割当に係る資金調達必要性が認められ、②本第三者割当に係る手段の相当性が認められ、③本第三者割当に係る発行条件の相当性が認められ、また、④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しております。

(4) 本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、当社は、本株式併合交付見込金額を決定するに当たり、また、本臨時株主総会における少数株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関である赤坂国際会計から本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定の概要については、上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

② 当社における当社の経営者並びにYMC a p i t a l及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者からの意見の取得

上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、当社は、当社の経営者並びにYMC a p i t a l及び割当予定先からの独立性並びに本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の成否からの独立性が認められる者として、当社の社外取締役である飛松純一氏、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役である平田静子氏、及び当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である西井友佳子氏の3名で構成される本特別委員会を設置し、①本第三者割当に係る資金調達必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、並びに④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて意見を諮問し、2023年10月26日付で、①本第三者割当に係る資金調達必要性が認められ、②本第三者割当に係る手段の相当性が認められ、③本第三者割当に係る発行条件の相当性が認められ、また、④当社普通株式の上場廃止及びこれに引き続いて行われる本株式併合によるスクイーズアウトの実施に関して、当社が本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選定し、同事務所より、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援の諸手続を含む取

締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、当社並びにYMC a p i t a l 及び割当予定先から独立しており、当社並びにYMC a p i t a l 及び割当予定先との間に重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

本日開催の取締役会においては、彦工伸治氏を除く10名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により上記決議を行っております。なお、当社取締役の彦工伸治氏は、当社がフィナンシャル・アドバイザーとして起用しているフロンティア・マネジメントの執行役員を兼務しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、本第三者割当及び本株式併合を内容とする割当予定先によるスポンサー支援に関する審議及び決議には参加しておりません。

4. 株式併合後の株主の概要

株主併合後の株主である割当予定先の概要につきましては、上記「Ⅱ. 本第三者割当による新株発行」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

5. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社普通株式は上場廃止となる予定です。

VII. 単元株式数の定め廃止

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

本株式併合効力発生日と同日

3. 廃止の条件

本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

Ⅷ. 単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更

1. 変更の目的

本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は10株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、単元株式数の定め廃止等に関する定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

変更前の定款	変更案
<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>50,000,000株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p> <p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条～第47条（条文省略）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>1,010株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>10株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条～第45条（条文省略）</p>

3. 日程

2023年12月下旬に本第三者割当に係る本新株式が発行された場合の単元株式数の定め廃止等に関する定款変更の日程（予定）は以下のとおりです。なお、本第三者割当は2023年12月19日（火）から2024年4月30日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、実際のスケジュールは本前提条件が充足される時期により異なりますので、確定し次第、改めてお知らせいたします。

本臨時株主総会開催日	2023年12月下旬（予定）
本第三者割当に係る払込日	2023年12月下旬（予定）
本株式併合効力発生日	2024年1月31日（水）（予定）
単元株式数の定め廃止等に関する定款変更の効力発生日	2024年1月31日（水）（予定）

以上